

Osaka Medical Practitioners' Association

2005年9月 No.68

# 勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://www.oh-kinmui.jp/> E-mail [web@oh-kinmui.jp](mailto:web@oh-kinmui.jp)  
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721代 FAX06-6568-2389

## 勤務医フォーラム

各種共済制度のお申し込みや、開業についてのご相談、ご意見など、ぜひお寄せください。

<http://www.oh-kinmui.jp/>



## 混合診療のゆくえ

勤務医部担当副理事長 川崎 美榮子



郵政民営化が争点にされ、小泉の小泉による自爆国会解散の裏で、障害者の「自立支援法」が廃案になった。「この程度の改革を反対するなら真の改革はできない」と総理は言われるが、国民は郵政の改革が急がれるとも考えていないし、障害者にとって「自立支援法」はノーマライゼ

ーションの精神をまったく理解しない自立を壊滅させるような法案であった。並行して医療の改革も改革論者は着々と進めようとしている。

神奈川の医療特区に作るうかという株式会社の病院は「豊胸とシワトリ」を主として扱う美容整形の会社で、神奈川保険医協会の追及で厚生労

働省の認可のあまりにさまざまなことが明らかになった。

混合診療が全面解禁でないと、株式会社も全額自己負担の医療だとうまみが少なく、その他の参加表明が今のところ押さえ込まれている。

一方で今年4月から改定薬事法が全面実施されて、これまでの「要指示医薬品」と

「要指示医薬品以外」から「処方箋医薬品」と「処方箋医薬品以外(通称非処方箋薬)」という分類に変更された。何のことかと思うが、要するに処方箋がなくて買える薬が大幅に増やされた。

OTC薬ではない、保険にも収載されている「3匹の子羊」と呼ばれる漢方薬、パップ剤、ビタミン剤のほか、抗ヒスタミン剤、抗脂血症剤などの一部などが含まれており、処方箋なしに薬局で買えることになると、患者さんは再診料と薬剤3割負担を払ってまで医師のもとに行かなくなるのは必定というものだろう。

さらにこれらをその先で医療保険から外してしまおうと

いう魂胆も見えてくる。医薬分業に続くシナリオはこういうことだったのか、と気づくのもあまりにも遅い。

アメリカでも保険会社が医者に行かせないためにあらゆる手をつくしており、24時間コールセンターから自分で手当てをしる、代替医療を利用せよ、という命令を出していた。

現在、研修医の研修にあたる指導医たちの不満がつり開業希望が増えているというのが、その先に待ち構えているのはドラステックな受診抑制である。勤務医の苦難はやっと世間の知るところになりつつある。協会の取り組みにぜひご協力、ご理解を。



## 検査の功罪

独立行政法人国立病院機構  
大阪南医療センター 小児科

橋爪 孝雄

近年アトピー性皮膚炎を含めアレルギー疾患患者が増加してきています。その診断に大きく貢献しているのがRAST検査です。以前はアレルギーの原因抗原診断にはパッチテスト、スクラッチ、皮内テストとよばれる患者さん自身で行う検査が主流でした。

1970年代に臨床応用されたIgE、RAST検査はそれまでの検査法と違って、一回の採血で多項目のアレルゲンを試験管内で検査できる画期的な方法でした。これが導入されて以来一度に多くの皮内テストを受けて泣いている子どもたちの姿を見ることも少なくなってきました。RAST検査は吸入性抗原については高い一致率がえられました。しかし食物抗原では吸入性抗原に比べて症状と一致しないことをよく経験します。食物アレルギーの診断確定率は30-50%といわれています。このために食物が関与するアトピー性皮膚炎の場合、診断のgolden standardは負荷試験です。

食物負荷試験の診断的価値は高いですが、実施には煩雑で、思わぬ副反応が出現したりしますので、日常臨床では使いにくい検査です。

家族のアトピー性皮膚炎に対する関心の高まるなかで、原因を見つけたくて、検査を希望される方は増えていきます。負荷試験は難しく、比較的簡便なRAST検査は頻用されています。その時検査結果(たとえば、卵が陽性です)を聞かれて、スコアも"2"だから中止しないと大変だと考えて、自己判断で食物制限、中止される家族の方を見かけます。インターネットなどによる情報氾濫により、結果が一人歩きしています。自己判断での厳格な食事療法の結果、発育、発達障害をきたした報告もあります。

従来のRAST検査の不満から、負荷試験との関連性を考慮してRAST検査の再評価しようという試みがあります。サンブソンらは食物負荷試験とRAST検査結果の検討から

CAP RASTで卵6UA/ml、ヨレク32UA/ml、ピーナツ15UA/ml、魚20UA/ml以上の値であれば負荷試験陽性率が高く、負荷試験の必要はないが、小麦、大豆、乳児期の食物アレルギーでは予測は難しいと述べています。

RAST値が一定の値以上なら負荷試験の代わりとなりうることを報告しています。

現状では、残念ながら一つの検査ですべてがわかるものではありません。原因抗原の検索には本来検査だけでなく、症状の程度や出現の状況などの問診を組み合わせる総合的に判断すべきです。検査の利点と限界をよくわかったうえで、上手に使っていくことが大事かと思えます。



## 医事紛争解決ファイル

### 意外にあります、低温熱傷事故

#### 事故の概要と経過

21歳の女性。1996年7月4日の中絶手術時に、腰部ヒータ(100w)により10cm程度の熱傷となった。ヒータにあたっていた時間は約10分間と推測される。このヒータは、院内で約10年間使用されていたものでサーモスタット付であった。過去に1度だけ患者の皮膚が熱で赤くなったことはあるが、熱傷事故は初めてであった。事故後にヒータを確認したが、温度調整の目盛りは中程で、通常ならば全く問題のない温度のはずだった。

患者をA医療機関へ紹介したが、そこから紹介されたB医療機関へ通院した。当時は皮膚移植形成術の可能性もあったが、これ以上手術は受けたくないとの患者の強い意向で、結局形成手術を受けることはなかった。患者は未婚で、この事故は相手の男性と患者の母親しか知らず、連絡は全て患者からするとのことで、コミュニケーションを取るのに、非効率的な方法を取らざるを得なかった状況があった。熱傷跡を除いて患者に神経症状等の後遺症は見られなかった。

紛争発生から解決までに約1年8カ月間要した。

#### 問題点・課題

医療機関側の全面的な不注意かつ管理ミスであった。確認はできなかったが、ヒータが故障していた可能性が高い。患者は企業の運動選手で事故後に試合に出ていることから、熱傷跡以外の後遺症はないと推測された。しかし、未婚の女性ということもあり、創傷部は腰部で人目に付く部位ではなかったが、非常に熱傷の痕を気にしていた様子が窺われた。医療機関側は、再発防止のためにヒータを取り替えた。

同様の事故で湯たんぽによる低温熱傷を来した事例もあり、医療機関としては、患者の体を温める必要がある場合は、低温熱傷の可能性を常に頭に入れておく必要がある。特に、看護師に対しては注意を促していただきたい。

#### 解決方法

全面的に医療機関側はミス認め、謝罪とともに慰謝料を支払い示談した。

(京都保険医新聞より転載)

# 開業して思うこと

## かけ出し開業医の一年

高石市 とのぎ内科クリニック 井上 良一



開業して1年経ちましたが、この1年はあっという間に過ぎ去りました。開業するまでは一般病院に勤務して内科の診療に従事していました。

50歳を過ぎた頃より、このまま勤務医を続けるか、開業すべき

か、大いに迷いました。たまたま住居の近くで約40年間、地域医療に貢献されてきた先生が引退されたので、小生が引き継がせて頂こうと決心致しまして、平成16年4月に開業致しました。当院は、JR阪和線の駅前にありますが、診療所の庭には緑が多く、静かな環境の中にあります。このような恵まれた環境の中で、地域医療を行って行きたいと思っています。

開業するにあたり、患者さんの話をじっくりと丁寧に聞いてあげること。誰にでもわかりやすく説明してあげること。笑顔でやさしく対応すること。時間外でも対応すること。医学の進歩に遅れないように、絶えず自己研修に努める。の5点をモットーと

して挙げました

さらに、病診連携を深め、自己の診療所の守備範囲を越えれば、病院に紹介するようにしています。小生の、勤務医の時の専門は血液学でしたが、診療所では間口を広げて内科一般としています。さらに、在宅医療にも積極的に取り組んで行くつもりです。

診療所と自宅は別ですが、近いので勤務医の時とくらべて、通勤時間はかなり減り、自由になる時間は増えていますので、如何にしてこま切れの時間を有効に使うかが課題です。

開業医はinputも大事ですが、それ以上にoutputも大事です。

勤務医時代にも患者さんへの説明を、自分では充分していたつもりですが、開業医としてはまだ不十分で、高齢の患者さんにも理解できるように、出来るだけわかりやすく説明しなければなりません。先ほど述べましたように、当院のモットーとして、患者さんの

話をじっくりと丁寧に聞き、誰にもわかりやすい説明を心がけております。

かかりつけ医の役割は、地域の皆様が安心して生活を送れるように、手助けをすることですから、病院では出来ないような、きめの細かい診療を常に心がけています。

次に、従業員に対する問題ですが、これも勤務医の時には、さほど頭を悩ませる必要はありませんでした。しかし、開業して1年経った今では、改めて難しさを実感している次第であります。

山本五十六の「やってみせ、言って聞かせてさせてみせ、褒めてやらねば人は動かじ」という名言がありますが、至言と思います。しかし、実行は難しく、人の問題は今後の課題です。

難問が山積していますが、開業医の原点を考えながら、ゆっくりとあせらず、こつこつとやって行くつもりです。

### 保険医年金

2006年1月1日 制度発足

~会員の老後・将来設計を支えます!~  
追加受付、10月25日まで!  
予定利率1.256%  
短期のご加入では積立金が掛け金を若干下回ります

現在、全国で6万人以上が加入し、積立総額は1兆1千億円を超えています。また、生命保険会社4社(三井生命、明治安田生命、富国生命、ソニー生命)に委託してリスクを分散し、制度保全に努めています。  
銀行のペイオフとは関係ありません。

#### 自在性が魅力!

- ① 急な出費にも1口単位で解約可能。
- ② 掛金払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開。いつでも受付。
- ③ 年金受給時には10年・15年確定、15年・20年逡増年金から選択。
- ④ 万一の時はご遺族に全額給付。

### 月々10万円でコツコツ貯めると、10年後の元利合計は 12,438,000円

#### 加入資格

満74歳までの協会会員で、加入日現在、健康で正常に就業されている方。

#### 加入口数

- 「月払い」/ 1口1万円 通算30口(30万円)
- 「一時払」/ 1口50万円 40口(2,000万円)

#### 給付金試算例(月払い10口を積み立てた場合)

加入期間	掛金総額(円)	脱退一時金額(円)	10年確定年金(月額:円)	20年確定年金(月額:円)
10年	12,000,000	12,438,000	109,050	48,070
15年	18,000,000	19,219,000	168,490	74,270
20年	24,000,000	26,403,000	231,470	102,040
25年	30,000,000	34,016,000	298,220	131,460

2005年9月1日現在1.256%の試算

### 保険医賠償責任保険

居宅介護支援事業・居宅サービス事業については、別途保険をご用意しております。

#### 個人の責任問われる時代、診療に専念できる心のささえ

保険医協会勤務医部会で検討してまいりました「医師賠償責任保険」勤務医版の制度が、2000年1月より発足しました。名称は「保険医賠償責任保険」。長年勤務医の先生方から要望が強かった勤務医のための医賠償です。

#### 本制度の特徴

1. 有利な団体割引10%が適用されています。
2. 万一の事故の際には、豊かな経験と知識を生かし、保険医協会と三井住友海上がサポートします。
3. 相手方に支払う損害補償金だけでなく、弁護士費用等の訴訟費用、応急手当の費用まで保障します。
4. 保険料は会費口座からの引取りですので、キャッシュレスでご加入できます。

#### ご加入セット

標準的な加入プランは『Aセット』になります。

セ	ト	型	A	B	C
支払限度額	医療行為	1事故	1億円	5,000万円	3,000万円
		期間中	3億円	1億5千万円	9,000万円
	建物設備	身体(1名)	5,000万円	4,000万円	3,000万円
		身体(1事故)	1億円	8,000万円	6,000万円
年間保険料	個人診療所	500万円	400万円	300万円	
	勤務医	46,512円	39,609円	35,847円	
			45,747円	38,907円	35,226円

## 伝 message 言 board 板

### 求人 / 病院

求 内科・外科常勤医師・及び当直医師も同時募集 / 定年退職者も可 / 経験等委細面談 / 週休2日 / JR「立花駅」北 / 徒歩3分 / 尼崎市立花町4-3-18 / 立花病院 / 問合せ・06-6438-3761(院長)

求 内科医(呼吸器・神経内科・循環器・一般内科) / 委細面談 / 電話

連絡乞 / 鶴見区鶴見3-6 / コープおおさか病院 / 問合せ・06-6914-1100(奥村)

### 診療所継承

継 阪急「北千里」/ バス「青山幼稚園」下車 / 千里ニュータウン青山台医療センター / 鉄筋2階建 / 1階(26坪) / 内科最適 / 問合せ・06-6833-8956(巴)

### 無料相談コーナー

#### 専門家が応えます

事前予約制 先着順)

法律相談(弁護士) 毎月第1月曜日 午後2時~4時  
税務相談(税理士) 毎月第3水曜日 午後2時~5時

建築相談(協同組合) 随時 相談時間30分未満  
雇用相談(社労士) 毎月第3木曜日 午後2時~4時

開業をお考えの先生はご一報下さい 保険医協会開業相談担当(☎06-6568-7721) 協同組合(☎06-6568-2741)まで